令和8年度　監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類	違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		
R8	4	20	兵庫県知事 （9）第201774号	株式会社幾章住研	兵庫県	西宮市	免許取消	代表者が、法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号の規定に該当することから、免許取消とする。
R8	6	3	兵庫県知事 （2）第11963 号	株式会社 オーケイハウジング	兵庫県	神戸市	免許取消	令和8年2月25日付けで宅地建物取引業法第65条第2項に基づく監督処分（令和8年3月23日から4月1日までの10日間の業務停止）を受けたが、当該業務停止期間中の令和8年3月23日に店頭に物件の広告を特定可能な状態で掲示していた。 このことは、宅地建物取引業法第65条第2項の命令に違反し、法第66条第1項第9号後段に該当する。
R8	6	29	兵庫県知事 （9）第8945 号	有限会社シティハウス	兵庫県	神戸市	業務停止 15日間	被処分者の唯一の専任の宅地建物取引士（以下「専任取引士」という。）の宅地建物取引士証の有効期限満了日である令和7年5月12日の翌日から約4か月間、専任取引士が不在の状態にあったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。専任取引士不在の間の取引状況に関して、令和8年4月10日から同月27日までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。 このことは、法第72条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第4号の規定に該当する。
R8	7	14	兵庫県知事 （2）第12263号	正友不動産販売 株式会社	兵庫県	神戸市	指示	被処分者は、唯一の専任の宅地建物取引士（以下「専任取引士」という。）が令和7年1月29日に退職した翌日から、約11か月間、専任取引士が不在の状態にあったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。 このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、業務停止処分に該当するが、専任取引士が不在の間は契約等の業務を行っておらず、関係者の損害が発生していないこと、かつ、是正措置を執ったことから今後も関係者の損害が発生することが見込まれないことから、指示処分とする。
R8	8	5	兵庫県知事 （1）第12475号	株式会社 D－INNOVATION	兵庫県	神戸市	指示	被処分者は、唯一の専任の宅地建物取引士（以下「専任取引士」という。）が令和7年7月15日に退職した翌日から、約6か月間、専任取引士が不在の状態にあったにもかかわらず、必要な措置を執らなかった。 このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、業務停止処分に該当するが、専任取引士が不在の間は契約等の業務を行っておらず、関係者の損害が発生していないこと、かつ、是正措置を執ったことから今後も関係者の損害が発生することが見込まれないことから、指示処分とする。
R8	8	21	兵庫県知事 （1）第401777号	株式会社my　home	兵庫県	明石市	指示	被処分者は、土地売買の媒介において、報酬の限度額を超える媒介報酬を受領した。 このことは、法第46条第2項の規定に違反し、業務停止処分に該当するが、監督処分権者の指摘に応じ速やかに関係者へ超過受領額の全額を返還していることから、指示処分とする。

令和8年度　監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類	違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		
R8	9	17	兵庫県知事 （9）第8945号	有限会社シティハウス	兵庫県	神戸市	業務停止 30日間	被処分者は、宅地建物取引業保証協会の社員資格を喪失した後、1週間以内に営業保証金を供託し、その旨を県に届け出なければならないところ、供託及び届出を行わなかった。 このことは法第64条の15前段に違反し、法第65条第２項第２号に該当する。
R8	9	29	兵庫県知事 （13）第7256号	吉川土地建物	兵庫県	神戸市	業務停止 30日間	被処分者は、宅地建物取引業保証協会の社員資格を喪失した後、1週間以内に営業保証金を供託し、その旨を県に届け出なければならないところ、供託及び届出を行わなかった。 このことは法第64条の15前段に違反し、法第65条第２項第２号に該当する。
R8	10	5	兵庫県知事 （5）第401167号	株式会社加古川産業会館	兵庫県	加古川市	業務停止 22日間	被処分者は、媒介契約書を依頼者本人に交付せず、重要事項説明書を買主に交付したものの説明を行わず、売買契約書（法第37条書面）を売主本人に交付しなかった。これらの行為は、法第34条の２第１項、法第35条第１項及び法第37条第１項の規定に違反し、法第65条第２項第２号に該当する。
R8	10	19	兵 庫 県 知 事 (4) 第 300294 号	株式会社ハント不動産	兵庫県	川西市	免許取消	被処分者は、保証協会の社員としての地位を令和８年１月31日に喪失したが、１週間を経過しても営業保証金の供託に係る県への届出を行なわず、県から届出を行うよう文書勧告や催告を受けたがそれに応じなかった。 また、県が行った第72条第１項に基づく報告命令に応答しなかった。 このことは法第65条第２項第４号に該当し、かつ法第66条第１項第９号前段に該当する。
R8	10	24	兵庫県知事 (1)第401653号	株式会社平成工芸	兵庫県	宍粟市	免許取消	被処分者の政令使用人が、法第５条第１項第５号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第１項第３号の規定に該当する。